

**令和8年度  
北海道社会福祉総合基金一般公募助成事業  
募集要項**

社会福祉法人北海道社会福祉協議会

## 1 趣旨

本助成事業は、北海道社会福祉基金、丸井今井福祉基金、前田社会福祉基金、土屋生涯福祉基金、HBC社会福祉基金により構成される北海道社会福祉総合基金により運営されており、道内の児童福祉、障がい児者福祉、高齢者福祉、地域福祉、生活困窮者支援の各分野における効果的、且つ持続可能な活動等に対して助成を行うことにより、本道における「地域共生社会」の実現に資する社会福祉諸活動を支援し、その一層の振興に貢献することを目的として実施するものである。

## 2 助成対象

原則として次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道内の民間団体、組織（法人格の有無は問わない）であること。
- (2) 助成申請する当該事業に対して、公的な助成（補助金等）を得られないこと。
- (3) 過去に同一内容の事業で助成を受けていないこと。（特別助成は除く）

## 3 助成内容

### (1) 助成額

- ・単年度助成 1申請につき35万円以内
- ・2か年助成 1申請につき70万円以内（単年35万円以内×2か年）

### (2) 助成の種類

#### ①児童福祉推進活動助成

- ・助成対象：児童・青少年の健全育成や子育てに関する支援活動等に対する助成

#### ②障がい児者福祉推進活動助成

- ・助成対象：障がい児者の自立や社会参加の促進を図るための活動等に対する助成

#### ③高齢者福祉推進活動助成

- ・助成対象：在宅の高齢者及びその家族の福祉増進を図るための活動等に対する助成

#### ④地域福祉推進活動助成

- ・助成対象：上記①から③に捉われず、分野横断的な視点で地域における社会的課題に対応していく活動等に対する助成

#### ⑤生活困窮者支援活動特別助成

- ・助成対象：生活困窮者に対する支援活動等（公的サービスは除く）に対する助成

※子ども食堂に係る申請は上記①、地域食堂に係る申請は上記④で申請すること

※2か年助成を希望する場合、2年目は1年目の内容を基本に充実度を高めること（同内容と判断した場合には単年度申請とみなします）

### (3) 助成対象となる期間

- ①単年助成の事業は、令和8年6月1日から令和9年3月31日までに実施・完了すること。
- ②2か年助成の事業は、令和8年6月1日から令和10年3月31日までに実施・完了すること。

## 4 申請方法

### (1) 申請書類

- ①様式1 ②様式2 ③パンフレット（団体で作成している場合） ④その他
- ※様式1・2については、本会ホームページよりダウンロードし、記入すること。  
※様式2については、別紙「申請書記入要領」を参考に記入すること。

## (2) 申請方法

①登録：下記 Google フォームより必要事項を入力の上、登録ください。

Google フォームURL：<https://forms.gle/uX2iufYp75utSY7y6>

②申請書類の提出：上記①で登録した後、Eメールにて申請書類を添付し提出してください。

送信先：[d-somu@dosyakyo.or.jp](mailto:d-somu@dosyakyo.or.jp)

※メールの標題に「【申請】令和8年度北海道社会福祉総合基金(〇〇)」と記入してください。

〇〇には団体名を入れてください。

※本会で受信できるメール1通あたりのデータ容量は、10MBまでです。

## (3) 申請期限

上記①・②を令和8年4月15日(水)まで

※上記①だけでは申請が完了とはなりませんのでご注意ください。

## 5 助成選考に当たっての基本的な考え方

助成選考に当たっては、下記を基本的な考え方とし選考する。

- (1) 求められる福祉課題を的確に把握し、その課題解決に対してより効果の高い事業を優先する。
- (2) 今後も継続性が期待される事業を優先する。
- (3) 過去3年間に本基金による助成を受けていない団体を優先する。
- (4) 本助成以外の助成等の対象となっていない団体を優先する。

## 6 助成決定

北海道社会福祉総合基金運営委員会において選考のうえ、助成の可否を決定し、令和8年6月上旬までに申請者に通知する。なお、申請された事業内容により助成事業区分の変更、助成金額の減額、単年への変更等を行った上、助成の決定を行う場合がある。

## 7 助成金の交付

助成金の交付については、助成決定後、原則概算払いとし指定口座へ交付する。

## 8 その他

- (1) 事業実施にあたり、「北海道社会福祉総合基金」の助成事業である旨を印刷物等に明記すること。
- (2) 助成事業完了後、実施結果並びに助成金の使途内容(領収書添付)について報告書(別途指定)を提出すること。
- (3) 提出された申請書類に事実と異なる記載があった際は、助成金交付後においても返還を求める場合がある。

## 9 問い合わせ先

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 企画総務部企画総務課

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2・7 3階

TEL 011-241-3976 Eメール [d-somu@dosyakyo.or.jp](mailto:d-somu@dosyakyo.or.jp)

ホームページ <https://www.hokkaidoshakyo.jp> (助成申請書様式をダウンロードできます。)

### ※個人情報の保護について

本助成の申請に際して提出された個人情報の取り扱いについては、当該助成の審査及び決定等の連絡並びに助成金の送金のみを利用させていただきます。

なお、助成が決定した際は団体名、代表者名、対象事業の概要及び助成金額等を公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。